

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○管理理容師として修了しなければならない い講習会の指定 (生活衛生課)	257
○公共測量の終了 (用地課)	〃
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局)	258

○府営土地改良事業の工事完了 (南丹広域振興局)	258
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃
正 誤	
○令和7年4月1日付け京都府公報号外第14号中	〃

## 告 示

### 京都府告示第218号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師として修了しなければならない講習会を次のとおり指定した。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 講習会の主催者

(1) 主催者 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 所在地 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）

#### 2 講習日程及び講習会場

日 程	会 場
令和7年8月18日(月) 8月25日(月) 9月1日(月)	コラボしが21 (大津市打出浜2の1)

#### 3 講習科目及び講習時間

(1) 公衆衛生 4時間

(2) 理容所の衛生管理 14時間

計 18時間

4 受講予定人員 10名

5 受講料 20,000円

6 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブ

ロック事務所

大阪市中央区谷町1-3-1-401

電話 (06) 6942-6453

### 京都府告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第449号）が令和7年3月19日終了した旨測量計画機関の長である京都府南丹広域振興局長から通知があった。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

亀岡市西別院町神地地内

### 京都府告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第489号）が令和7年3月17日終了した旨測量計画機関の長である南山城村長から通知があった。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
相楽郡南山城村全域

京都府告示第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第211号）が令和7年3月26日終了した旨測量計画機関の長である京都府山城広域振興局長から通知があった。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
八幡市八幡森垣内地内

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市篠町土地改良区の定款の変更を令和7年4月3日認可した。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
奥池（池ノ内）	令 7. 3. 27

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月15日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市伊勢田町砂田119の1、120、121の1、121の2、176の1、176の2  
（関連区域）  
宇治市伊勢田町砂田126の2の一部、127の2の一部、128の2の一部、市有地、府有地、国有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宇治市大久保町久保14の2  
疋田 寛

正 誤

令和7年4月1日付け京都府公報号外第14号中次のとおり訂正

正

誤

技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		
浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものを除く。）	7,000	6,000	67,700	54,700
	3,500	3,000		
浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		
技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	9,000	8,000	75,300	57,800
	4,500	4,000		
施設管理課長（行政職給料表の適用を受ける施設管理課長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	67,700	54,700
	3,500	3,000		
施設管理課長（行政職給料表の適用を受ける施設管理課長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		

技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		
技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	9,000	8,000	75,300	57,800
	4,500	4,000		

施設管理課長（行政職給料表の適用を受ける施設管理課長でその職務の級が6級であるものに限る。）

施設管理課長（行政職給料表の適用を受ける施設管理課長でその職務の級が6級であるものに限る。）

浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものを除く。）

浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものに限る。）

行

上から23

ページ

7